

ダウン症候群を事由にした養子縁組の仲介・支援・ 決定の実践について

白井 千晶

キーワード：ダウン症候群、障害、養子縁組、民間養子縁組機関、出生前検査

1. 問題関心

妊娠初期に実施できる無侵襲的出生前検査（以下NIPT）の開発と導入を機に、再び出生前検査⁽¹⁾に関する議論がおこっている。出生前検査によって意思決定を迫られるのは、産む・産まないだけではなく、産む場合の治療方針（出産場所や出産方法を含む）や、養育方針もそうである。養育方針には、どのように育てるかだけでなく、誰が育てるかも含まれる。自身で育てない（育てられない）場合、児が医療施設・福祉施設に入所して養育される、乳児院や里親など社会的養護下で養育される、養子縁組して他者によって養育される、などの方法がある。

しかし、そのような多様な意思決定がありうるにもかかわらず、出生前検査と障害について議論されるのは、産むか産まないかの二者択一であるように思われる。現実には、産んでも養育できないケースもあり、社会的養護として公的に養育されたり、医療・福祉として施設入所したり、本稿で取り上げるように、養子として他者に託されたりしている。それに対する社会のまなざしはどうだろうか。「身勝手だ」「扶養義務を果たしていない」「無条件に許容できない」「産まなければいいのに」「子どもがかわいそう」といった非許容的な反応があるが⁽²⁾、そもそもそういった、産むなら（作るなら）育てる（べき）、育てないなら産まない（作らない）（べき）、という不寛容な規範が、障害児の他者養育を不可視化し、障害児養育を追い込み、出生前検査の受検や検査で陽性の場合の人工妊娠中絶（以下中絶）を選ばせるのではないか。

障害児の他者養育というトピックスは、養育の選択肢が当該社会でどのように開かれているか否かを検討する材料となり、社会における養育の共同性、公共性を議論する一助になるだろう。同時に、社会や人びとがもっている障害に対する態度や対処、親（特に母親）に対する規範も浮かび上がるだろう。

そこで本稿では、ダウン症候群を事由にした養子縁組の仲介・支援・決定の実践の現状を明らかにする。子どもに障害があるから育てられないという相談に対し、養子縁組機関はどのように対応し、援助方針を決定し、あっせんするか否かを決定しているのだろうか。その決定後

の養親候補者への試験養育期間後に、裁判所はどのように養子縁組の審判（普通養子縁組の場合は許可）の決定をしているのだろうか。

なお、本稿が様々な障害のうち、染色体の数的異常、なかでもダウン症候群（21トリソミー、以降ダウン症）について論じるのは、ダウン症が出生前検査および障害児の養子縁組相談で集中的に対象になっているからである。

2. 背景

最初に、日本における生みの親が養育していない障害児の概要を示し、代替的な家庭養育が十分に実施されていないことを述べる。比較して、アメリカ合衆国（以降アメリカ）ではダウン症児の養子縁組が公式化していることを示す。

2-1 日本の状況

現在日本において、約45,000人の社会的養護下の児童のうち、約85%は施設入所であるが、児童養護施設に在籍する児童の28.5%に障害があるとされ、「知的障害」は3,685人で（平成25年調査、厚生労働省「社会的養護の推進に向けて」平成29年12月版）、児童養護施設に在籍する障害がある子どもの数は年々増加傾向にある。ただしこのデータは、障害が原因の一つとなって社会的養護になったか、虐待等の結果として障害をもつに至ったか判別できない。

ダウン症などの染色体異常をもつ子どもが社会的養護となった場合、施設養護が中心で、里親等の家庭養育が進んでいないことも指摘されてきた（日本グループホーム学会2010）。これに対し、2002年に被虐待児を養育する里親として制度化していた専門里親の対象に障害をもつ子どもも含まれたのは2009年で、2011年の「里親委託ガイドライン」では「すべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則」とし、「障害等があり、特別な支援を必要とする子ども」もその対象であると明記された。しかし里親家庭に措置される子どもはまだ多くないのが現状だ⁽³⁾。

グループホーム学会の調査では、里親の30%に障害がある子どもを養育した経験があり（知的障害、四肢不自由、発達障害など様々な障害を含む）（日本グループホーム学会2010）、筆者が実施した里親調査でも31.8%に障害児の委託経験があったが（白井2013）、児童養護施設入所児童の「心身障害あり」の割合のほうが、里親委託児の「心身障害あり」の割合よりも高い（2013年調査で「知的障害」がある子どもは、児童養護施設措置児の12.3%、里親措置児の7.9%：児童養護施設入所児童等調査結果 平成25年2月1日現在）。

社会的養護だけでなく、障害児福祉の領域において、心身に障害がある子どもの療育施設（障害のある子どもに対してできるだけ自立できるよう治療・教育・訓練をおこなう施設）のうち、入所型の障害児入所施設（福祉型と医療型がある）にも、社会的養護の要素があると指摘され

ている⁽⁴⁾。

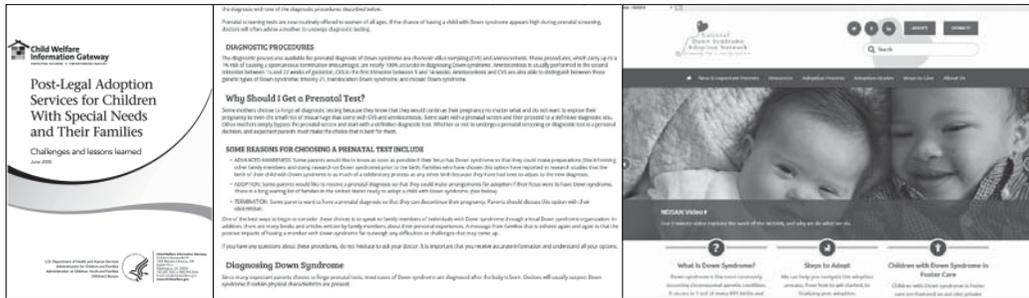
一方、匿名で預け入れを受け入れる熊本県・慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」に置かれた子どもの10.8%（14件/130件、平成19年5月～平成29年3月）に障害があった（熊本市要保護児童対策地域協議会『「こうのとりのゆりかご」第4期検証報告書、平成29年9月』）。2018年4月に熊本市で開催された11カ国からベビーボックス運営者が参集した会議でも、障害や疾病のある子どもの預け入れが報告された（中国⁽⁵⁾、インド、韓国、ポーランド）。障害を事由にした遺棄、置き去りは日本だけでなく世界中で起こっている。

2-2 海外（英米）の状況

英米では、ダウン症を含む障害児の養子縁組は、「スペシャルニーズ・アドプション（special needs adoption）」と呼ばれてきた。障害のある乳児の養子縁組もあれば、里親など社会的養護（フォスターケア）から養子縁組に移行することもある。スペシャルニーズ、すなわち「特別なニーズ」の定義は幅広く、人種やエスニシティ、年齢が高い、きょうだいがいる、措置変更が多い、情緒的・身体的・行動的障害がある、など多岐にわたる（Wind et al., 2007）⁽⁶⁾。アメリカでは行政がおこなう養子縁組の子どもは特別なニーズを持つことが多く、2005年の養子縁組では89%が特別なニーズを持つ子の縁組に関する手当を受け取っていた（Wind et al., 2007）。

アメリカ政府がスペシャルニーズ・アドプションのページと冊子を作成していたり（次ページ図左、Child Welfare Information Gateway, 2005）、ダウン症専門の民間養子縁組機関があるなど（図中央）、子どもにダウン症があることを事由に養子に託すこと、ダウン症とわかっていて養子として引き取ることが公然の事実になっている。ダウン症の全国規模の協会National Down Syndrome Societyでも、出生前検査のページに、養子に託す選択があること、養子縁組機関があることを提示している（中絶の選択も併記）。民間養子縁組機関の多くにはSpecial Needs Childrenの部門があり、ソーシャルワークの類型として認識されている。また、『Successful Adoptive Families: A Longitudinal Study of Special Needs Adoption』（Groze, 1996）、『Adoption Policy and Special Needs Children』（Avery, 1997）などの専門書も刊行されている。

こうした、アメリカにおける組織的なスペシャルニーズ・アドプションは1960年代にさかのぼるといふ（McKenzie, 1993）。その後、アメリカがスペシャルニーズをもつ子どもの養子縁組を制度化してきた経緯は吉田(2014)に詳しいが、吉田は日本で障害児を養子縁組しない（障害がないことを見極めてから養子候補児か決定する）ことにより、乳児期の愛着形成を阻害し、それが養子縁組ひいては家庭養護全体を引き下げていること、障害児が国際養子としてアメリカに渡航することを指摘している。



左：政府のスペシャルニーズ・アドプションのページと冊子
 中央：National Down Syndrome Societyで養子縁組を紹介するページ
 右：ダウン症専門の民間養子縁組機関Down Syndrome Adoption Networkのページ

3. 先行研究

スペシャルニーズ・アドプション、障害のある子どもの養子縁組（disabled children adoption）に関する調査研究は枚挙にいとまがないが、そのほとんどは、子どものニーズのアクセスメント、マッチング時の留意、縁組前後の支援などのソーシャルワークに関するもの（例えばBAAF, 年不明; Schweiger and O'Brien, 2005）、子どもの発達に関する研究（Rosenthal, 1993; Groze, 1996; Wind et al., 2007; Nalavany et. al., 2009）、スペシャルニーズの子どもの国際養子縁組に関する研究などで、子どもが養子になることは所与のものとして議論が進められている。管見では唯一、Hussey（2012）が障害のある子どもの養子縁組について、生みの親の状況を研究対象に含めた調査研究である。しかし、生みの親には、ネグレクトや虐待、薬物乱用などのリスクが高いことが示されただけで、なぜ養子に託したのか、どのようなカウンセリング（相談対応）やソーシャルワークの中で決定されたのか、質的な調査はなされていない。子どもが養子になることそのものについての研究がないのは、英米では、生みの親が子どもを社会的養護（里親またはグループホーム等）とすることで、すでに養育を放棄しているとみなされ、裁判所の判断によって養子になるというシステムの違いがあるかもしれない。

日本国内の養子縁組相談対応やソーシャルワークの状況について、筆者も参加した2014-2015年の民間機関調査（倫理審査承認）では、当時の第二種社会福祉事業届出19機関のうち14機関が回答し、うち3機関が、生みの親から、子どもの障害を事由にした養子縁組相談を受けていると回答した（林2016）。個々のケースでは、7機関が子どもの障害・疾病が明らかになったケースがあったと回答し、ケースがなかった機関においても、養親候補者の適格性の判断や、子どもの要保護性の判断において、子どもの障害（の可能性）が要素に挙げられていた。ただし、ここで言及される子どもの障害は、染色体異常だけでなく、母体の心身状態に起因した子どもの疾病（例えば早産による低体重、性感染症など）、成長の過程で診断される発達障害なども含まれる。

さらに、個々の相談ケースについて見てみると、筆者が2017年に民間養子縁組支援機関対象に実施した、子どもの染色体異常を理由にした養子縁組相談調査（倫理審査承認）では、調査に協力した2団体だけで、1年間に55件の相談があった（白井2017）。うちダウン症の子どもを養子に託す相談が47ケースだった。約半数が相談のみで、養子に託す選択肢を知ったり、養育に関する相談ができれば、養育が継続できる割合が一定程度あることが推察される。一方で、養子縁組したケースは11件あった（全例ダウン症）。ダウン症の子どもの養子縁組相談47ケースのうち、妊娠中からあった相談は10.6%あり、出生前検査により、妊娠時からダウン症とわかり、相談していることがわかる。出生後の相談の中には、すでに乳児院に措置されていて自ら養育していないケースもあった。

同調査での民間機関へのヒアリングでは、育てられない複合的な環境（例えば親の疾病、経済的事由など）や、心理的に受容できない状況などが明らかになった。「配偶者や親きょうだいなど周囲が子育てに関わっていない。子どもの世話をしているのが相談者である母親だけである。責められているように感じる」「相談者である母親本人が抑うつ状態である。育児ができる状態ではない」など、養子に出したいと相談する人は追い詰められた状況だった。養子に託そうとする事由は、(1) 強い鬱状態、(2) 子どもを養育・長期に扶養する経済力がないという経済的問題や経済的不安、(3) 親や上の子などに障害や疾病がある、(4) 障害が受容できない、愛着を感じない、(5) 将来の不安、があげられる（白井2018）。

ダウン症の子が生まれて養子に託すか検討した・託した人へのインタビュー、養親になった人へのインタビューの質的分析では、当事者の心理プロセスの一端が明らかになった（白井2018）。託すか検討したが、現在自ら育てている人は、将来の不安や家族の抑鬱状態から、障害のある子を出産した自らを責め、他の家庭で育った方が子どもが幸せだと考えたが、家族や周囲の受容により肯定的に感じるようになったという。現実に託す選択をした人は、家族にも上の子どもにも障害や疾病があり、現実の養育環境は厳しく、ダウン症のある下の子を育てようとすると、上の子どもたちを手放すことになる」と語った。養親として子どもを迎えた人は、自らが育てた方が子どもの福祉になる、子どもに愛着を感じると語っていた。

しかし、養子縁組の相談に応じ、仲介する養子縁組機関は、生みの親からの養子として託したいという相談、養親希望者からの子どもを育てたいという相談に対し、両者とも希望したからといって、養子縁組を進めることはしないだろう。なぜならば、日本も批准している子どもの権利条約では、子どもは父母に養育される権利があるとされている（第7条）。また、日本の民法において特別養子縁組は、「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させる」とされている（第817条の7）。つまり、子どもの視点から見て、生みの親と断絶して、養親希望者と親子になることに、相当の妥当性がなければならない。

経済的に養育可能で、養育者も十分である（例えば有配偶、祖父母が養育に協力的等）が、子どもがダウン症であることを事由に養育困難・養育拒否である場合、養子縁組あっせんが妥

当なのはどうなる場合だろうか。逆に言えば、養育に向けての支援はどこまであるべきだろうか。「子どもの利益のための特別の必要性」はどのように判断されるべきなのだろうか。

4. 司法による「要保護性」と「子どもの利益」の判断

本節では、民間機関のケースワークに影響を与えると考えられる司法判断について検討する。

司法判断が民間機関のケースワークに影響を与えると具体的には、養子縁組が認容・許可されない前例が同様のケースの委託を躊躇させるということだ。試験養育したものの、養子縁組の申し立てが却下、取り下げになったり（特別養子縁組の場合）、許可されなかったら（普通養子縁組の場合）、子どもだけでなく、養育者も生みの親も傷つくことになる。委託の躊躇の結果、精神的拒絶による養育拒否や養育困難（ネグレクト）の見極め基準が厳しくなったり、親子の生命に危険を感じても一時保護や乳児院措置を選択したり、精神的拒絶によるネグレクト以外の養育不能事由と重ならなければ縁組支援しないことになるかもしれない。

民法における特別養子縁組の成立要件は、先述のように、「要保護性」または「特別の事情」があって、「子の利益のために特別の必要性」があることである（民法817条の7⁷⁾。

家庭裁判所の特別養子縁組の申し立てに対する判断において、ダウン症児の場合に、経済的困窮がない、夫婦である（子育てを共にする人がいる）、上の子は育てている、などの理由から、「要保護性」が乏しいと考え、特別養子縁組申し立ての却下、もしくは当事者同士の合意に対して許可をする普通養子縁組が相当であるという姿勢が時に見られる。

したがって、本節では、「要保護性」の司法判断について整理する。なお、「特別の事情」、代理出産、連れ子、普通養子縁組した養子、親族間、海外で断絶型の養子縁組をした養子を含む審判の全体像については本節では議論せず、障害児の養子縁組を検討するのに必要な要保護性と子の利益についてのみ扱う。

要保護要件について議論・例示した先行研究・文献として、辻（1989）、中川（2005）、川村（2012）、判示事項（2016）、神野（2017）、梅澤（2017）、田中（2017）、赤木・新保（2017）喜友名（2017、2018）、をあげることができる。

川村（2012）は、特別養子が（親のための制度でなく）「子のための制度」である経緯に立ち返り、判例を紹介しながら、実父母と子の法的関係を断絶してまでも特別養子縁組するに足るほど「子のために実親が不相当」であることが判断材料になっていることを述べた。その上で、経済困窮や認知されていない婚外子の特別養子縁組を認めるのは、本来の「子のため」か疑念を呈し、「監護する意向がない」ことをもって不相当と判断できるのか、何が「子のため」か問題提起したものの、結論は提示していない。梅澤（2017）は、保護要件の充足性は客観的に判断されるべきであり、社会保障制度の利用により最低限の監護ができるならば、認めるべきではないと述べている。実際、立法解説（最高裁判所事務総局家庭局「昭和62年度高等裁判所管内別家事事件担当裁判官会同概要」家庭裁判月報40巻7号（1988年））では、特別養子縁

組は普通養子縁組に比して高度の必要性が求められ、親子分離を伴わない方法(普通養子縁組、里親委託、第三者を監護者として選任)で足りる場合には認められない、未婚の母から生まれた認知されていない子、父が犯罪者、多子、強姦によって生まれた子、というだけでは要件を満たさないとされている。田中(2017)は公表事例を整理し、連れ子、親族間、普通養子の特別養子縁組(転換養子縁組)と異なり、子の利益(後段要件)より要保護要件(前段要件)に重点がおかれているが、前段条件が必要か、また後段条件も過重な要件だと議論した。喜友名(2017, 2018)もまた、民法改正をはじめとした、特別養子縁組を子の福祉として積極的に活用しようとする動向に対し、民法の実質的要件が厳格にすぎるとし(喜友名2017)、「子の利益」の共通理解も判然としないと述べている(喜友名2018)。確かに喜友名(2017)が論じるように、要件に厳格に運用すると、特別養子縁組制度は、法的親子関係の終了を抑止するためにしか機能し得ないだろう。

このように、判例においても、学説においても、要保護性と子どもの利益の判断、関係性の理解は一貫していない。近年は時代効果を受けて、親子断絶への抵抗よりも、子どもの良好な環境のパーマネンシーが重視されているように感じるが、調査官、裁判官によって、特別養子縁組制度の解釈がまちまちで、ヒアリングでは、特別養子縁組申し立ての取り下げのケースも聴取している。

5. 養子縁組支援者の実践

5-1 養子縁組支援者の実践

そのような不安定な司法環境の中で、養子縁組支援者は、婚姻上の地位、経済力、上の子の監護の状況と言う点では監護不能ではないが、生まれた子がダウン症だから養育の意思がないという困難なケースを、どのように受け止め、対応し、判断しているのだろうか。

本節では、民間養子縁組機関のうち、ダウン症の子どもの養子縁組支援をおこなっている支援者から見える実践、および民間養子縁組機関に相談した生みの親が語った支援への評価を検討する。インタビューは、民間養子縁組機関の養子縁組支援の実践を知るために、2014年と2017-2018年に実施した。2014年調査は民間機関すべてを対象におこなったインタビューのうち、ダウン症の子の養子縁組について語った2機関のインタビューのみ抽出した。2017年調査は、ダウン症の子の養子縁組を知る目的で、相談対応している2機関および相談したことがある生みの親にインタビューしたものである⁽⁸⁾。なお、倫理的配慮から、民間機関に対しては、個人を特定しうる情報については聴取していない。本インタビューは、倫理審査の承認を得て実施している(2014年インタビュー：日本社会福祉事業大学14-0301、2017-2018年インタビュー：静岡大学14-12)。

(1) 養育困難、困難の解消、子どもの利益

養子縁組支援機関のAさん、Bさん（それぞれ別機関）によれば、養子に託す相談をしてきた生みの親は、「手をかける寸前」〔1〕、「養子縁組という究極の選択肢を考える状況」〔2〕と、追い詰められた状態だという。

〔1〕夫婦とも、かわいくないとは口が裂けても言えなくて、殺すわけにもいかないし、夜中にふっと子どもを見て、まだ生きているのかと思ったと正直に話してくれた。もう手をかける寸前ですよ。(Aさん、2017年)

〔2〕夫婦の関係も良好で、両親も健在で、家庭環境にも問題がなく、なのにダウン症ということで育てられない。でもダウン症というだけでは引き受けない。会ってみると、自分を責めて、精神を病んでいて、薬を飲まなきゃいけない、赤ちゃんも抱っこできない、笑えない、ご飯も食べれない、寝れない。他にも、家族の鬱や依存症で借金があったり。特別養子縁組という究極の選択肢を考える状況がある。(Bさん、2017年)

追い詰められた状態は、家族の疾病や借金などの経済的要因だけでなく、ダウン症への偏見や拒否による鬱状態も起因しており、それに対してAさんは、「偏見が強い」「親のエゴ」〔3〕と感じている。一方Bさんは「そういう社会」〔4〕だから仕方がない、生みの親の拒否や排除は社会を内面化したものだと言っている。〔2〕で「ダウン症というだけでは引き受けない」というのは、前節の裁判所の判断を念頭においているようだ。

〔3〕ご夫婦も家族も、ダウン症に限らず、障害に対する偏見が強い。実母さんから得体の知れない怪獣みたいだと言われた時はなんとも言えない怒りを感じたけれど、そういうもとので受け入れてもらうのは時間がかかるし、怪獣みたいだと思われながら育ていく子どもはもっとかわいそうなので、ご夫婦のためにじゃなくて、子どものために引き受けたんです。

親のエゴを感じても、子どもがそのエゴにさらされたらいい発達をしないから。(Aさん、2017年)

〔4〕何でこの人たちは（家族や経済力の）問題がないのに、ダウン症ということでそうなるんだろうと思う。でも、そのお母さんたちが悪いわけでも何でもなし、もうそういう人だし、そういう社会だし、しょうがないよね。(Bさん、2017年)

一方で、「受け入れる時間」〔5〕〔6〕があれば、養育できる可能性があると考え、「要保護性」〔6〕の判断が難しいという。現実には、「受け入れる時間」に「誰がどうサポートするかで

違ってくる」のだが、「そこができていない」([6])。時間をかけなければならないし、時間をかけるだけでなく、支援が必要なのだが、「子どもを取る」([7]) 決断もあるという。つまり、時間をかけても結果として養育できないなら、子どもの生命や健康、愛着形成の観点から、分離か委託は早いほうがよい。そのジレンマに陥ったときの理念は、「子どもの利益」の優先で、具体的には生みの親による養育を諦め、養親希望者による家庭養育という、よりよい環境でパーマネンシーを保障することを指していた。

[5] 障害を受け入れるまでの時間はものすごくかかると思うんですね。だからその受け入れるまでの時間を経過しないで養子縁組しちゃうのはどうかなと思います。(Aさん、2014年)

[6] 一人目のお子さんがとてもよく育っている。経済力も安定している。二人目がダウン症。祖父母も含めて、お世話はしている。受け入れる時間があれば、いずれ、仕草がかわいい、笑顔がかわいくて癒やされるという風になるんじゃないかと思ったら、要保護性をどう判断するかがとても難しい。時間をかける間、誰がどうサポートするかで違ってくる。そこができていない。(Aさん、2017年)

[7] 長く接したら育てられる方もいらっしゃるかもしれないから、実母さんにとっては、早急に決めてはいけないんだけど、子どもは育っていくので、子どもの方を見ると、決めざるを得ないので、そこが難しい。実母が鬱で母子心中の不安もあったりすると、命を守ることが先になるから引き受ける。でも朝も起き上がれないような人は、預かったらもう会いに行きたくても行けなくなる。もう、子どもの方を向いて、これから生きていく子どもを取るしかない。(Aさん、2017年)

(2) 養子縁組の選択肢があることの重要性

時間をかけて、サポートがあると受け入れる可能性がある、というプロセスで、実際の養育で愛着を感じることに以外に、[8] で語られたように、福祉サービスの情報を提供したり、ダウン症児の育ち方や育て方を教えたりすることもあげられていた。

また、[9] では、身近なところで、全人格的な相互作用をもちながら、緩やかな形で共同養育する「近所のおばちゃんみたいな施設の形」が望ましいサポートだと述べられている。一方で、「私は育てた」のに、あなたは育てないから「ダメなお母さん」という現代社会のラベリングは、サポートにならないという。[10] では、同じ立場とされるダウン症の子の当事者の会が「育てればかわいいから大丈夫」と生母に伝えても資することはなく、相談先であるはずの養子縁組支援団体やダウン症の当事者の会が、「責められる」「叱られる」と当人に受け止められる結果になりうると語っている。

[8] 相談されている親御さんは、育てたい、育てられないというところを行ったり来たりして。そちらの決心ができたからお預かりしますということを随分長くやりとりした家族があります。3回考えを変えて、やっぱり自分たちでやってみようかなと連れて戻って、4回目に養子縁組先を見つけて下さいと連れてきましたが、福祉や育ち方などいろいろお話をしました。(Cさん、2014年)

[9] 産んで数ヶ月が一番つらいと思うんです。大変だったら、預かっていいよ、1ヶ月、2ヶ月、好きなときに迎えに来なよと言ってくれる近所のおばちゃんみたいな施設の形があればいいんだろうけど。育てないお母さんに対して、私は育てた、あなたはダメなお母さんという目がある。(Bさん、2017年)

[10] ある病院では他の養子縁組団体が呼ばれて、その団体に「なんで障害がある子が養子なの？」と責められたと。ダウン症の団体の人が来て、育てないことを責められて、説得されて、囲まれて叱られたって。育てればかわいいよ、大丈夫、大丈夫って言われても、何が大丈夫かわからない、こんな先輩たちに責められて、一緒に頑張れない。(Bさん、2017年)

そして、「子どもを育てなくても大丈夫だよ」と養子縁組の選択肢があることは「逃げ場」になり、結果として、「手元で育てる」ことを可能にしているという ([11])。

養子に託す結論に至った場合も、養子縁組の選択肢があることによって、抱っこする、名前を呼ぶという関わりが可能になると語られている ([12])

[11] 迷っている人は、決心がつくまで自分の手元で育てなさい、育て親さんはいるから、ダメだったらいつでも相談に乗るから、って言うと、心が軽くなって少し頑張ってみようと思うと。困ったら相談に乗ってくれて、子どもを育てなくても大丈夫だよ、子どもは幸せになれるよと言ってくれる人がいるのと、逃げ場がないのとでは違う。(Bさん、2017年)

[12] 一人目の時に産後鬱で、夫も一緒に鬱になった方が、二人目がダウン症で、どんな子が生まれても大丈夫という覚悟ができていない甘えがあったと。面会したら何時間も泣いていて、その後、育ててくれる人が他にいて、この子が幸せになれると思ったら、初めてこの子を抱っこできたと。委託するまでの1ヶ月、この子の名前を呼んであげて、大事に大事に使おうと。この子が手元にいなくなって子どもが幸せになっているところを見て初めてよかったと思えるけど、自分を責める気持ちはあると。(Bさん、2017年)

5-2 生母にとって養子縁組の選択肢があることの重要性

実際、ダウン症の子の生母にとって、養子縁組の選択肢はどのような存在だったのだろうか。生母の葛藤や精神状態については白井（2018）を参照するとし、本節では養子縁組の選択肢があることが、生みの親が追い詰められない要素になったことを示す。

Dさん、Eさんは、ダウン症の子が生まれて、いったん養子縁組を検討したが、現在自ら育てている母親である。養子縁組機関は、養子に託すことを決めたら具体的に相談に乗ると答えて、自ら育てることを決めるまでの数ヶ月、選択肢に開かれた状態だった。[13] [14] では、養子縁組を選択できる可能性が、時間をかけて、育てる選択に結実したと語られている⁹⁾。逆に、Eさんの当時の状況では、他のダウン症の子に接しても、それがモデルになったり、成長した姿を見て安堵することはなく、衝撃を受けたただけだった、ダウン症の子の親に接しても、他の親は愛着を感じたり障害を受容したりしているのに自身はそうではないと自己否定しただけだったと語っていて（引用割愛）、接触が常に正の効果をもつとは限らないことも示していた。

[13] 最後には、家族全員が、やっぱり家族は一緒にいようと決めました。そして、その決断をするのには時間がかかりました。養子縁組の選択があったからその時間を持てたととても感謝しています。（2018年、Dさん）

[14] 養子縁組という選択もあるということもかなり気持ちを楽にしてくれました。養子の相談させてもらったことが当時の私を救ってくれたので、今ある幸せは養子縁組相談のおかげです。今は当時の心境も忘れるほどになってきました。子どもは、夫を含め、みんなに可愛がられています。病院、保育園、親の会、外の世界との繋がりが、きっかけですね。子どもも感情豊かになって、できることが増え、みんなが子どもをかわいく思えてきました。（2018年、Eさん）

それでは、社会一般で、養子縁組という選択肢が公式に示されているかという点、第2節で示したように、日本においては不可視化されたり、憚られたりしている。生みの親が受容できない状態であっても、おそらく医療、行政、福祉の場で養子縁組の提案はされないだろう。実際、Eさんは、保健師の新生児訪問のさいに涙が止まらない状態であっても、養子縁組や社会的養護を示されるどころか、児童相談所への相談さえ示されなかったという。

ダウン症の子の親による手記では、87人のうち、自殺を考えたと書いた人は2人いたが、養子縁組や社会的養護、医療施設への入所を書いた人は一人もいなかった（やってみようプロジェクト2013）。Kato（2010）の、検査で胎児の先天的異常を指摘された女性5人のインタビュー調査（日本）では、2人は妊娠を中絶し、3人は出産したが、3人とも自身で育て、養子に託すという選択肢は語られていなかった。出産するが自ら養育しないで他者が養育するということ

は、親も医療者もその他の関係者も想定しないか、否定することなのだろうか⁽¹⁰⁾。

しかし実際には、養子縁組という選択肢は、生みの親に、情報を集め、考え、様々な人に接し、支援者に出会い、子どもと関係を作り、子どもを受け入れる時間をもたらししていた。支援者もまた、そうした時間が養育可能性を高めることがあることを理解しており、要保護性を見極めながら、一時的に預かったり、情報提供したり、関係構築や環境整備をおこなっていた。監護の困難性や不適當性といった要保護性、実父母の養育意思は、客観的な条件だけでなく、本稿で見たような支援によっても変化するプロセス性を有することがわかった。

6. 結論と今後の課題

ダウン症を事由にした養子縁組の仲介・支援・決定の実践の現状を明らかにすることが本稿の目的だった。現代日本社会においては、社会的養護の下にある障害児が増えているのに、存在が認知されておらず、産んだら育てる、育てないなら産まないという二者択一になっている。社会的養護下の障害児の代替的家庭養育も進んでいない。一方で海外では、スペシャルニーズ・アドプションとして公式化している。

調査からは、日本においても、ダウン症の子の養子縁組相談および養子縁組が相当数あることが分かった。しかし、他の養子縁組相談と異なり、ダウン症を事由に養育困難を訴えている相談の場合は、有配偶（子育てのパートナーがいる）、上の子は養育している、経済的問題がないなど、特別養子縁組の要件となっている要保護性の判断が困難なことがある。

法学的な観点からは、民法第817条の7の前段（養育の困難、不適切性という要保護要件）は不要ではないか（特別養子が子の利益に特に必要という後段要件のみでよい）、後段要件も厳格に過ぎるという学説もあれば、厳格に運用すべきという見方もあって、一貫していない。

養子縁組相談対応の実践は、障害を受け入れる時間が持てれば養育可能性があるため、子の利益の重視という原則に立って要保護性を見極めつつ、ダウン症の子の子育てに関する情報を提供したり、傾聴したりしていた。養子縁組が選択肢にあったから、時間をかけて育てる結論に至ることができたとしみの親も語っていた。このように養子縁組の意思決定は、継続的な支援を伴うプロセス性のあるものだった。

本稿の焦点はダウン症児の養子縁組の相談支援の現状の検討だったため、十分議論できなかった部分は、別の機会に検討したい。例えば、プロセス性の観点からは、養子に託した・託さず自ら育てた人は、実際にどのようなプロセスを経たのか。プロセス性という観点からいえば、委託後、養育決定後のプロセスはどうであるか。子どもはどのような視点をもつか。

意思決定の観点からは、意思決定に影響を与える、当事者、支援者、司法専門家、その他の人びとがもつ規範はどのようなものであるか。出生前検査、人工妊娠中絶、社会的養護において、障害はどのように位置づけられているか。養育や家族形成において、養子縁組はどのように位置づけられているか。それら総体において、障害と養子縁組はどのように位置づけられて

いるか。これらについては今後の課題としたい。

謝辞

本研究はJSPS 科研費201501012B（代表林浩康）、26380726（代表白井千晶）の助成を受けたものです。

注

- (1) 出生前検査とは、子どもが生まれる前におこなわれる検査の総称であり、妊娠する前の受精卵・胚の検査（着床前スクリーニング：PGS、着床前診断：PDG）、妊娠後の一般妊婦健診（母体の尿検査、感染症等の血液検査等）、超音波検査（胎児の首の後ろの浮腫の計測：NT、精密超音波検査：胎児ドッグを含む）、母体の血液で胎児の染色体異常を予測する母体血胎児染色体検査（母体血清マーカーテストや、NIPTと呼ばれる無侵襲的出生前遺伝学的検査）、羊水や絨毛を採取しておこなう確定診断（羊水検査、絨毛検査）などが含まれる。母体血胎児染色体検査、羊水検査、絨毛検査は、染色体異常や先天性代謝異常などの遺伝学的検査であり、超音波検査は、骨、脳、心臓、血管や内臓などの形態学的検査である。
- (2) 人びとの態度、規範の分析は、別稿で改めて論じる。
- (3) 調査時点で対象となる社会的養護の子どもは47,776人、うち「知的障害」があると回答された子どもは5,643人（重複回答）、うち里親委託児は359人である（厚生労働省、児童養護施設入所児童等調査結果 平成25年2月1日現在）。里親委託ガイドラインに、障害の有無がわかってから里親委託するのではなく、必要があれば新生児から里親委託をと述べられているように、これまでは障害がある子どもは里親には養育が難しいとされ、委託が避けられる傾向にあった（専門里親を除く：ただし専門里親が複数の「難しい子ども」を委託していたら同様に委託が避けられるだろう）。
- (4) 例えば「障害児支援の在り方に関する検討会報告書」（厚生労働省、平成26年7月）など。
グループホーム学会によれば、知的障害児施設に入所している児童の大部分は社会的養護を必要としている児童で（入所理由を見ると、養育能力28.1%、離婚等12.4%、虐待・養育放棄が11.3%）、障害児施設は児童養護施設に近づいているという（日本グループホーム学会2010, p. 6）。
- (5) 例えば中国広東省広州市のベビーボックスでは50日間で262人の子どもが預けられたが、子どもは様々な障害を持っており、多い順に脳性麻痺、ダウン症、先天性心疾患だったという（アジアヘルスプロモーション会議抄録集2018, p. 41）。
- (6) 国際養子にもスペシャルニーズ・アドプションがある。例えば、アフリカ、中国、ロシアなどからの疾病（例えばHIV/AIDS）や障害のある子どもなど。
- (7) 奈良家庭裁判所宇陀支部昭和63年（家）第8号特別養子縁組成立申立事件昭和63年3月25日では、「著しく困難」な場合とは、父母に監護意思があっても、貧困や正常家庭の欠如のため、子の監護能力に欠け、そのため、子の適切な監護を殆んど期待できない場合をいい、「著しく不適当」な場合とは、父母に監護能力があっても、子への愛情に欠け、子を虐待する等、監護方法の適切さを著しく欠く場合をいい、「特別の事情」とは、上記に準ずるような事情、すなわち、父母との関係を終了させることが、専ら子の健全な育成を図るうえで利益となるような事情をいう、と解するのが相当である、と示された。
- (8) 日本の民間養子縁組機関のうち、障害がある子の養子縁組を支援しているか否かを振り分けることは難

しい。危機的妊娠をしている女性は、妊娠中の環境（低栄養、休養不足等）、健康状態（既往症、性感染症、精神疾患等）により、早産や子どもの低体重の可能性があるため、民間機関は子どもの健康状態のリスクや不確実性を認識し、養親希望者にも伝えている。2014年の調査では、子の障害を事由にした養子縁組の支援をしていると回答した機関は14機関のうち3機関だが、インタビュー調査では、低体重、近親相姦による子どもの先天的障害、委託後に判明した発達障害、口唇口蓋裂や多指症などの形態異常など様々な疾病や障害の経験が語られた。早産や低体重を含めれば、すべての民間機関が子どもの健康リスクに対応しているだろう。

本稿では、そうした子どもの疾病、障害、経過観察全般ではなく、ダウン症という染色体異常があらかじめ判明している子の、それを事由とした養子縁組について論じている。明確にスペシャルニーズ・アドプションを掲げている機関はないし、現時点ではなくても将来的な可能性に開かれている機関もあるだろうから、対応の有無を断定することは難しいが、管見では、2014年時点では、18機関のうち4機関、2018年4月時点では、29機関のうち5機関がダウン症を事由にした養子縁組支援をおこなっている。

- (9) 当然ながら、時間をかけて（あるいは時間をかけないで）、養子縁組を選択することもある。白井（2018）で養子に託した生みの親の語りを提示したように、養子縁組しか選択不可能なほどの状況もあれば、ダウン症の子を育てる選択をはじめからしないこともある。
- (10) ダウン症の子に限らず、養子縁組全般において、白井が実施したインタビューでは生母が医療者、行政から人工妊娠中絶と自らの養育（各種手当の受給や保育所利用）を選択肢として示されることはあっても、社会的養護や養子縁組を示されることはなかった（白井2014）。Hertog and Iwasawa（2011）では、日本においては未婚母になることよりも中絶の方が、責任ある優れた選択とされていることが論じられている。

引用文献

- 赤木拓人, 新保幸男, 2017, 特別養子縁組における「子の福祉」に関する研究: 公刊された裁判例の分析から, 『子ども家庭福祉学』 17, 62-75
- Avery, Rosemary J., 1997, *Adoption Policy and Special Needs Children*, Praeger
- BAAF, (unknown) the adoption of disabled children
(https://www.celcis.org/files/3114/4051/0903/BAAF_Briefing_adoption_of_disabled_children.pdf)
- Child Welfare Information Gateway, 2005, *Post-Legal Adoption Services for Children With Special Needs and Their Families Challenges and lessons learned*
- Groze, Victor, 1996, *Successful Adoptive Families: A Longitudinal Study of Special Needs Adoption*, Praeger
- (判示事項), 2016, 民法817条の7が定める要件を欠いているとして特別養子縁組の申立てを却下した原審判を取り消し, 認容した事例 [大阪高裁平成27.9.17決定] (家事関係裁判), 『家庭の法と裁判』 6, 66-69
- 林浩康編, 2016, 『国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究 (厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業) 報告書』
- Hertog, Ekaterina and Iwasawa, Miho, 2011 Marriage, Abortion, or Unwed Motherhood? How Women Evaluate Alternative Solutions to Premarital Pregnancies in Japan and the United States, *Journal of Family Issues* Volume: 32 issue: 12, 1674-1699
- Hussey, David L., 2012, An in-depth analysis of domestically adopted children with special needs and their biological mothers, *Journal of Social Work*, 12(5), 528-544
- 神野礼斉, 2017, 新・家族法研究ノート第2期 (第11回) 特別養子縁組が認められるための要保護性 [大阪高

- 裁平成27.9.17決定], 『月報司法書士』 540, 52-59
- Kato, Masae, 2010, Quality of offspring? Socio-cultural factors, pre-natal testing and reproductive decision-making in Japan, *Culture, Health & Sexuality*, Vol. 12, No. 2, 177-189
- 川村隆子, 2012, 「子のため」の特別養子縁組: 民法改正との関連において, 『名古屋学院大学論集. 社会科学篇』 48(4), 55-69
- 喜友名菜織, 2017, 児童福祉型の他児養育制度としての特別養子縁組の展望 (1) 民法817条の6と同条の7を巡る判断枠組み, 『早稲田法学会誌』 68(1), 179-232
- 喜友名菜織, 2018, 児童福祉型の他児養育制度としての特別養子縁組の展望 (2・完) 民法817条の6と同条の7を巡る判断枠組み, 『早稲田法学会誌』 68(2), 151-206
- McKenzie, Judith K., 1993, Adoption of Children with Special Needs, *The Future of Children*, 3(1), 62-76
- 中川良延, 2005, 家事裁判例紹介 特別養子縁組の要件としての「特別の事情がある場合」(名古屋高裁平成15.11.14決定) 『民商法雑誌』 132(6), 1004-1008
- Nalavany, Blace A. Glidden, Laraine M. and Ryan, Scott D., 2009, Parental Satisfaction in the Adoption of Children with Learning Disorders: The Role of Behavior Problems, *Family Relations*, 58(5), 621-633
- 日本グループホーム学会, 2010, 『障害児の里親促進のための基盤整備事業報告書』
- Rosenthal, James A., 1993, Outcomes of Adoption of Children with Special Needs, *The Future of Children*, 3(1), 77-88
- Schweiger, Wendi K. and O'Brien, Marion, 2005, Special Needs Adoption: An Ecological Systems Approach, *Family Relations*, 54(4), 512-522
- 白井千晶, 2013, 『社会的養護における家庭養護に関するアンケート: 里親・ファミリーホーム』 東洋大学社会学部
- 白井千晶, 2014, 妊娠葛藤・子の養育困難にある女性の養子に出す意思決定プロセスと公的福祉: 特別養子縁組で子を託す女性の語りから, 『和光大学現代人間学部紀要』 7, 55-75
- 白井千晶, 2017, 『「日本における妊娠葛藤・養育困難相談および養子縁組支援の現状と制度設計に関する研究」報告書』
- 白井千晶, 2018, ダウン症の子を養子縁組する—不可視化された『育てられない子ども』, 『支援』 8, 31-42
- 田中通裕, 2017, 民法817条の7について: 特別養子縁組の成立要件としての「要保護性」と「特別の必要性」, 『法と政治』 68(2), 489-523
- 辻朗, 1989, 特別養子縁組の成立要件 (1. 大阪高決昭和63.10.27ほか3件) (民法判例レビュー) — (家族), 『判例タイムズ』 40(28), 82-87
- 梅澤彩, 2017, 判例評釈 特別養子縁組における要保護要件の該当性: 大阪高等裁判所平成27年9月17日決定 (平成27年(ラ)第205号), 『家庭の法と裁判』 9, 125-131
- やってみようプロジェクト, 2013, 『わが子がダウン症と告知された87人の声』 自費出版
- 吉田一史美, 2014, 「障害児と養子縁組——日本の児童福祉における倫理的課題」小門穂・吉田一史美・松原洋子 編 『生殖をめぐる技術と倫理——日本・ヨーロッパの視座から』, 生存学研究センター報告22, 221-235
- Wind, Leslie H. Brooks, Devon and Barth, Richard P., 2007, Influences of Risk History and Adoption Preparation on Post-Adoption Services Use in U.S. Adoptions, *Family Relations*, 56(4), 378-389